

## SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌 制作業務委託 企画提案募集要項

埼玉県は、県内中小企業等のロボット産業への参入を支援するため、ロボット開発の支援施設である「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）（以下「センター」という。）」を令和10年度の開所を目標に整備することとしている。

また、センターの開所に向け、ロボット産業に関連する又は参入を目指す企業等で構成する埼玉県ロボティクスネットワーク（以下「埼玉ロボネット」という。）という会員組織を立ち上げ、ロボット関連セミナーや研究会、展示会への出展等の活動を行っている。

本業務は、センターの整備イメージや埼玉ロボネットの活動内容を広報誌に掲載しPRすることで、これらの知名度を高め、開所後のセンターの利用の拡大と、県内中小企業等のロボット産業参入の促進を目的とするものである。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

### 1 委託業務名

SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務委託

### 2 委託業務内容

別紙「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおり。

### 3 履行期間

契約日から令和8年9月30日（水）まで

### 4 委託上限額

2,200,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

### 5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のアからキまでに該当すること。

ア 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他業務」のうち大分類「催物等」に登録された者であること（登録される者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉

県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

キ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)の要件のうちイからキまでの全てを満たさなければならない。

なお、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

## 6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和8年	4月21日(火)
質問事項受付開始		4月21日(火)
質問事項の受付期限		4月28日(火) 17時まで
質問事項の回答		4月30日(木)
企画提案書の提出期限		5月15日(金) 17時まで
選考(書類審査)		5月下旬(予定)
選考結果発表		5月下旬(予定)

※ 選考(書類審査)には、既提出の企画提案書のみを用いることとします。

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付

a3760-11@pref.saitama.lg.jp 宛に電子メールで行う。

「SAITAMAロボティクスセンター(仮称)広報誌制作業務委託 企画提案募集要項の内容等に関する質問書(別記様式1)」を使用すること。なお、電子メールの件名は「SAITAMAロボティクスセンター(仮称)広報誌制作業務委託 質問書(法人名)」とする。

受付は令和8年4月28日(火) 17時までとする。

### (2) 質問の回答

回答は、令和8年4月30日(木)に県ホームページに掲載する。

### (3) 企画提案書等の提出

## ア 提出書類

別添「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務委託 仕様書」を参照のうえ、以下の書類を提出すること。

①SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務委託に係る企画提案競技応募申込書（別記様式2）

②会社概要等（別記様式3）

以下の書類を添付すること。

- ・会社案内等のパンフレット
- ・会社定款又は寄付行為等の書類
- ・直近1期分の貸借対照表及び損益計算書（要旨でも可）
- ・類似業務の実績

※ 国又は地方公共団体等と本事業と類似の業務に関する契約を誠実に履行した実績がある場合は添付。業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるものとする。

③誓約書（別記様式4）

④事業費等見積書（別記様式5）

⑤企画提案書（様式自由）

以下「(4) 企画提案書の構成」を参照の上、作成すること。

## イ 受付期間

令和8年5月15日（金）17時まで

## ウ 提出先

埼玉県産業労働部 産業拠点整備推進担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

## エ 提出方法

a3760-11@pref.saitama.lg.jp 宛に電子メールで行う。なお、電子メールの件名は「【提案書等】SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務委託（法人名）」とする。提出ファイルの形式はMicrosoft Office形式又はPDF形式とすること。

## オ その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

## (4) 企画提案書の構成

企画提案書の様式は任意とするが、下記内容を記載し、仕様書に基づきA4判横長・片面で作成すること。

ア 企画提案書は、イの表紙、ウの目次を含め10枚を上限とすること。

イ 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

- ・表題（SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務委

託企画提案書)

- ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス
- ウ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。
  - ・企画提案の理念と基本方針
  - ・納品までの制作スケジュール
  - ・企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
  - ・類似業務の実績（自治体PR、企業（製造業等）PR、サイエンス系記事・広報用資料作成等）
  - ・制作体制・スタッフ一覧
  - ・その他、必要と思われる事項

## 8 契約先候補の選考方法

### (1) 決定方法

- ・県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。
- ・当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- ・企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- ・審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

### (2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、見積額等に基づき、別添「S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務委託企画提案 評価項目」により総合的に評価する。

## 9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行うこととする。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

## 10 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 11 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ・談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- ・資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ・虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- ・指定する提出期限を超えて到達したもの
- ・提出書類（企画提案書、法人の事業概要、過去3年間の実績（実績がある場合のみ）、誓約書、見積書）がないもの
- ・委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ・参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- ・提出された参加申請に係る全ての書類について返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

12 問い合わせ先

埼玉県産業労働部 産業拠点整備推進担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号(本庁舎4階)

(電話) 048-830-3935 / (FAX) 048-830-4816

(電子メールアドレス) [a3760-11@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3760-11@pref.saitama.lg.jp)